

## 資料

### 1. 策定の経過

開催日・期間	事項
令和5年 6月15日	紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想に係る協議会設置
令和5年 6月15日	第1回協議会開催
令和5年 7月 3日～ 7月21日	アンケート調査
令和5年 7月26日	まちあるき、ワークショップ開催
令和5年10月18日	第2回協議会開催
令和5年12月7日	第3回協議会開催(書面開催)
令和6年 1月12日 ～ 2月13日	パブリックコメント実施
令和6年 3月15日	第4回協議会開催
令和6年 3月	紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想策定・公表

## 2. 紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想に係る協議会規約

(目的)

第1条 紀ノ川駅周辺の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進により、誰もが安心して住み続けられる持続可能なまちとするため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、法第25条に規定する紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うことを目的とし、紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想に係る協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議及び連絡調整事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議及び連絡調整をするものとする。

- (1)基本構想の作成に関する事項
- (2)重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針に関する事項
- (3)基本構想の実施に関する事項
- (4)その他基本構想の作成及び実施に関する必要な事項
- (5)前各号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、法第26条第2項に基づき、次に掲げる者とする。

- (1)学識経験者
- (2)市民
- (3)高齢者、障害者等の団体が推薦する者
- (4)施設設置管理者
- (5)関係行政機関
- (6)和歌山市

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、和歌山市都市建設局都市計画部交通政策課において行う。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和5年6月15日から施行する。

### 3. 協議会委員名簿

区分	団体・機関・部署名	役職	氏名
学識経験者	和歌山大学経済学部	教授	ツジモト カツヒサ 辻本 勝久
高齢者、障害者等の 団体が推薦する者	和歌山県老人クラブ連合会	会長	タケグチ カンジ 瀧口 幹二
高齢者、障害者等の 団体が推薦する者	和歌山市肢体障害者協会	会長	ハヤシ カズミ 林 和美
高齢者、障害者等の 団体が推薦する者	和歌山市視覚障害者福祉協会	会長	ハクケナカ ツネオ 畠中 常男
高齢者、障害者等の 団体が推薦する者	和歌山市聴覚障害者協会	会長	フクダ マサカズ 福田 政和
市民	野崎地区連合自治会	会長	イチカワ エイジ 市川 英治
市民	楠見地区連合自治会	会長	ヒラハラ シンゴ 平原 慎吾
施設設置管理者	南海電気鉄道株式会社 公共交通グループ 鉄道事業本部えきまち計画推進部	課長	ニシタ ユキキ 西谷 興季
施設設置管理者	和歌山バス株式会社営業部	部長	フジタ カズヤ 藤田 和也
関係行政機関	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画 専門官	イチノホ ケン 一ノ瀬 健
関係行政機関	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課	課長	ハザマ ヒロシ 狭間 裕司
施設設置管理者	和歌山県県土整備部道路局 道路保全課	課長	ウエガシ タクヤ 上柏 卓弥
施設設置管理者	和歌山県海草振興局建設部	参事 建設部長	ニシバタ マサジ 西畑 雅司
関係行政機関	和歌山県警察本部交通部交通規制課	課長	クラハシ アキラ 倉橋 晶
関係行政機関	和歌山県和歌山北警察署交通課	課長	キタノ ヒロカズ 木岡 弘和
和歌山市	和歌山市福祉局社会福祉部	部長	キタヤマ ヒデユキ 北山 英之
和歌山市	和歌山市都市建設局道路河川部	部長	カワカミ ヤスヒロ 川上 泰弘
和歌山市	和歌山市都市建設局都市計画部	部長	ヨシダ テツオ 吉田 哲雄
和歌山市	和歌山市教育委員会学校教育部	部長	マエキタ ヒロフミ 前北 博文